

記載例

表面

令和7年度 収支内訳書
(市・県民税申告用)

必ずご自分で住所・氏名・電話番号・業種等をご記入ください。

住 所	土浦市大和町9番1号	氏名	土浦 一郎
事業所所在地	土浦市城北町〇番〇号	電話番号	029-826-1111
		業 種	飲食業

《事業(営業等)所得のある方》

項 目			金 額(円)
収入	売上金額	①	12,665,000
	家事消費	②	
	その他の収入	③	
	計(①+②+③)	④	12,665,000
売上原価	期首商品棚卸高	⑤	
	仕入金額	⑥	7,179,000
	小計(⑤+⑥)	⑦	7,179,000
	期末商品棚卸高	⑧	
	差引原価(⑦-⑧)	⑨	7,179,000
	差引金額(④-⑨)	⑩	5,486,000
必要経費	給料賃金		702,400
	外注工賃		
	減価償却費		46,875
	地代家賃		400,000
	租税公課		53,000
	荷造運賃		
	水道光熱費		473,867
	旅費交通費		
	通信費		96,001
	広告宣伝費		157,854
	接待交際費		127,840
	損害保険料		72,450
	修繕費		
	消耗品費		216,700
	雑 費		53,421
	計	⑪	2,400,408
	差引金額(⑩-⑪)	⑫	3,085,592
	専従者控除額	⑬	860,000
	所得金額(⑫-⑬)	⑭	2,225,592

《農業所得のある方》

項 目			金 額(円)
収入	販売金額	①	
	家事・事業消費	②	
	雑 収 入	③	
	小計(①+②+③)	④	
収入	農産物の期首	⑤	
	棚卸高	⑥	
	計(④-⑤+⑥)	⑦	
必要経費	雇 人 費		
	小作料・賃借料		
	減価償却費		
	租 税 公 課		
	種 苗 費		
	肥 農 業		
	農薬		
	修 繕 費		
	動力光熱費	##	
	作業用衣料費		
	農業共済掛金		
	荷造運賃手数料		
	土地改良費		
必要経費	雑 費		
	計	⑧	
	差引金額(⑦-⑧)	⑨	
	専従者控除額	⑩	
	所得金額(⑨-⑩)	⑪	

店舗名や職業名でも可。
(例)たこ焼き屋・
保険外交員など

収入・必要経費は、項目ごとに分類し集計した金額を記入して下さい。

《不動産所得のある方》

項 目			金 額(円)
収入	賃 貸 料	①	1,200,000
	礼金・権利金・更新料	②	
	名義書換料	③	
	計(①+②+③)	④	1,200,000
必要経費	給 料 賃 金		
	減価償却費		
	地 代 家 賃		
	借入金利子		
	租 税 公 課		245,780
	損害保険料		
	修 繕 費		76,410
	雑 費		
	計	⑤	322,190
	差引金額(④-⑤)	⑥	877,810
	専従者控除額	⑦	
	所得金額(⑥-⑦)	⑧	877,810

- この用紙は、市・県民税申告書を提出される方で、事業(営業等・農業)所得や、不動産所得のある方の計算書です。
- 収入金額、減価償却費その他の経費は裏面で計算してください。
- 黒のボールペン等で書いてください。
(えんぴつ不可)

※ご不明の点は課税課へお問い合わせください。

《事業(営業等)所得のある方》

売上先名	所在地	売上金額
山口 一郎	土浦市下坂田	12,665,000 ^円
計		12,665,000

《農業所得のある方》

作物	面積	収穫量	販売金額	家事消費	農産物の棚卸高		雑収入	
					期首	期末	名称	金額
	a	kg	円	円	円	円		円
計								

《不動産所得のある方》

種類	賃借人の氏名	住所	件数	賃借料			礼金・権利金 更新料	名義書換料 その他
				月額	月数	年額		
家賃			件	円	月	円	円	円
地代	鈴木 二郎	つくば市谷田部〇〇〇番地	1	100,000	12	1,200,000		
計						1,200,000		

事業専従者に該当する人は、控除対象配偶者または扶養親族にはなりません。

○給料賃金(雇人費)の内訳

氏名	住所	従事月数	給与賃金額賞与額
蓮田 太郎	土浦市手野町	12 ^月	702,400 ^円
計			702,400

○事業専従者の氏名等

氏名	氏名	従事月数	専従者給与(控除)額
土浦 桜子	妻	12 ^月	860,000 ^円
計			860,000

未償却残高は、取得価格から毎年の年間償却費の累計額を減じた額となります。

《減価償却費の内訳》

資産の名称	取得年月	(A) 取得価額	(B) 償却の基礎となる金額 ※1	償却方法 ※2	耐用年数	(C) 償却率	(D) 年間償却費 (B×C)	(E) 償却期間	(F) 事業専用割合	経費算入額	未償却残高 (期末残高)
パソコン	令和6年4月	250,000 ^円	250,000 ^円	定額	4 ^年	0.250	62,500 ^円	9/12 ^月	100%	46,875 ^円	203,125 ^円
								12	%	円	円
								12	%	円	円
								12	%	円	円
								12	%	円	円
								12	%	円	円
								12	%	円	円
計										46,875	

※1 旧定額法では(A)取得価格×0.9、定額法では(A)が「償却の基礎となる金額」となります。

※2 平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定額」、平成19年4月1日以降に取得した資産は「定額」と記入します。